# 門真市第4期地域福祉計画

共に創る あったか福祉のまち 門真 【**案**】

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 地域福祉とは	2
3. 地域共生社会とコロナ禍の影響	3
4. 地域福祉計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	6
6. 計画の策定方法	7
第2章 門真市の 地域福祉における 現状と課題	
2. 地域の状況	
3. アンケート調査結果(抜粋)	
4. 第3期計画の総括	
4. 第3期計画に向けて取り組むべき課題	
J. 另4期計画に向けて取り組むべき床處	
第3章 基本理念と 計画の考え方	
	37
2. 計画の基本的な考え方	
3. 圏域の考え方	
4. 施策の体系	
第4章 施策の展開	
「施策の展開」の見方	
施策の展開	44
第5章 計画の推進	
1. 計画の推進に向けて	63
2. 計画の推進体制	
2. 可圖學是是你问	03
資料編	
	65
2. 門真市地域福祉計画審議会 規則抜粋及び委員名簿	
3. 門真市地域福祉計画策定委員会要綱	
4. 用語解説	
· / / I PULI / TPU	0 9

第

1 | 章

# 計画策定にあたって



第1章では、地域福祉計画策定の背景 や地域福祉計画の法的根拠等について 書いています。

計画策定の趣旨 …… p.2
 地域福祉とは …… p.2
 地域共生社会とコロナ禍の影響 …… p.3
 地域福祉計画の位置づけ …… p.4
 計画の期間 …… p.6
 計画の策定方法 …… p.7

#### 1. 計画策定の趣旨

本市では、地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成 18(2006)年度に「共に創る あったか福祉都市」を基本理念とした「門真市地域福祉計画」を策定し、平成 23(2011)年度に「門真市第2期地域福祉計画」、平成 28(2016)年度に「門真市第3期地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取組支援などの施策を進めてきました。

このたび、令和3(2021)年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、総合計画に示されためざす将来像の実現に向け、また、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のために「門真市第4期地域福祉計画」(以下、「本計画」)を策定することとします。

また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が求められていることから、本計画は、その内容を包含するものとします。

#### ■ 2. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障がいのあるなしなどにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、さまざまな生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などが、お互いに協力して課題解決に取り組むことです。

従来の福祉サービスは、高齢者・障がい者・子ども等といった対象別に行ってきました。しかし、現在ではこうしたサービス提供だけでは解決できない複合的かつ深刻な問題が、私たちのまわりで顕在化しています。また、コミュニティや住民の地域福祉に対する意識を高めることの難しさや社会的孤立の深刻化等も大きな課題となっています。

これらの課題を解決していくためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題(地域生活課題)に対して、①自助:市民一人ひとりが豊かな生活を送るために自ら努力すること、②共助:近隣住民の支え合いやボランティア・NPO等による支え合い活動、③公助:市や専門職等による公的支援の連携・協働によって解決していこうとする取組に加えて、これからは特に「近助」として、ご近所どうしでの助け合い、支え合いが重要となっています。

個々人の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなが力を合わせることで、解決への可能 性が大きく広がります。

#### 3. 地域共生社会とコロナ禍の影響

### (1)「地域共生社会」の実現に向けて

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などを進める必要があります。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換をめざすものです。

#### 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## ■ 支え・支えられる関係の循環 <<br/>~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化
- ~誰もが役割と生きかいを持り社会の暖成~
- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス
- すべての人の生活の基盤としての地域
- ◇社会経済の担い手輩出◇地域資源の有効活用、
- アは30頁線の内が20円。 雇用創出等による経済 価値の創出

#### 地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供 ◇名様なきなによる。
- ◇多様な主体による、 暮らしへの支援への参画





環境





交通

資料:厚生労働省

#### (2)コロナ禍における影響

令和元(2019)年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がるなか、感染防止のために、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められました。これまで進められてきたさまざまな地域活動や支援が中止や規模縮小を余儀なくされ、外出機会の減少による高齢者等の心身の機能低下が懸念されるなど、孤独・孤立等の問題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められるなかでも、これまでのつながりを絶や さず、また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、オンラインの 活用等を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

#### 4. 地域福祉計画の位置づけ

#### (1)地域福祉計画の法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30(2018)年4月の改正社会福祉法の施行により、任意とされていたものが努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

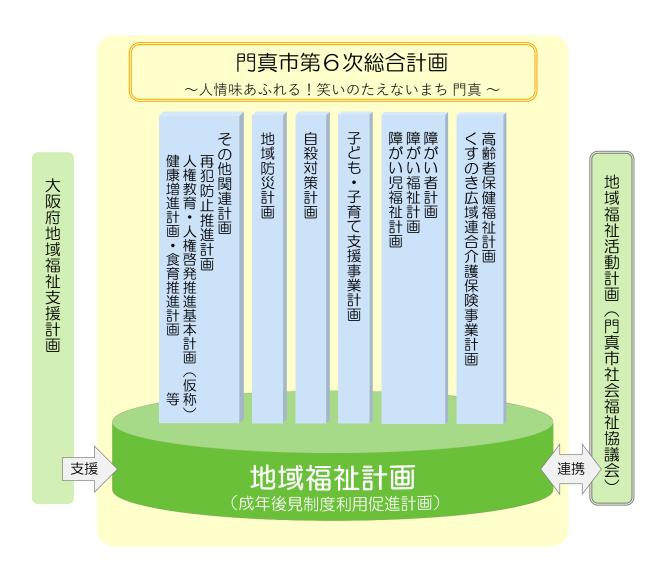
さらに、令和3(2021)年4月には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)が創設されました。

#### (2)成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行/

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症、また知的障がい、精神障がいにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていない現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)が平成28(2016)年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

#### (3)他計画との関係

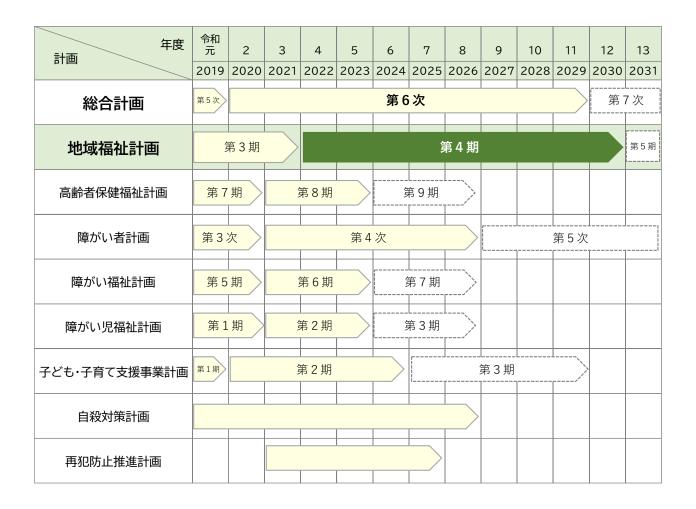
本計画は、市政の基本方針を示す「門真市第 6 次総合計画」を最上位計画としており、門真市における福祉の分野別計画には、高齢者保健福祉計画、くすのき広域連合\*介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、それぞれの根拠法に基づき策定されています。地域福祉計画は、福祉の基盤となる計画として、これらの計画と連携し、地域福祉の推進に関する取組が地域においてより効果的に展開されるよう、本市の地域福祉施策の基本理念や、施策展開の方向性を明確にするものです。



※くすのき広域連合は、令和6年3月31日をもって解散し、4月1日から門真市が保険者として介護保険事業 を運営する予定です。

## 5. 計画の期間

本計画は門真市における福祉の総合的な理念を示すものであり、各分野の基盤となる計画であることから、総合計画との整合性を図るため、次期総合計画の策定の翌年に改訂することとし、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間を計画の期間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。



## 6. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査等により地域福祉に関する現状を把握し、庁内 組織である地域福祉計画策定委員会で計画内容の検討を行いました。また、学識経験者、福祉関係 団体、その他市民等が委員である地域福祉計画審議会において審議を行いました。

## 門真市地域福祉計画 推進協議会

- ★ 第3期計画の振り返り
- ★ アンケート調査項目 の検討

#### アンケート調査の 実施

★ 「これからの地域福祉のためのアンケート調査」を実施

#### 基礎データ等 現状分析

- ★ 各種統計データ分析
- ★ 現行施策の検証
- ★ 関連施策・事業整理

#### 上位計画・ 関連計画等の整理

- ★ 総合計画・関連計画 の整理
- ★ 国・府の方針整理

#### 課題整理

#### 門真市地域福祉計画策定委員会

(門真市関係各課の課長級会議)

- ★ 調査結果や市の現状・課題整理、 包括的支援体制整備に向けた検討
- ☆ 計画内容の検討

#### 門真市地域福祉計画審議会

学識経験者や公募市民など<sup>、</sup> 外部委員による会議

- ★ 地域福祉の推進に向けた提言
- ★ 計画案の検討・審議

パブリックコメント

計画書・概要版の公表

# 第 2 章

# 門真市の 地域福祉における 現状と課題

第2章では、さまざまな面から門真市の現状を把握し、現状をもとに第4期計画において解決に取り組む課題を検討します。

※第 2 章に掲載している数値等のデータは、令和4 (2022)年 3 月時点のものです。また、それ以前の数値でも公開状況により掲載していない場合があります。



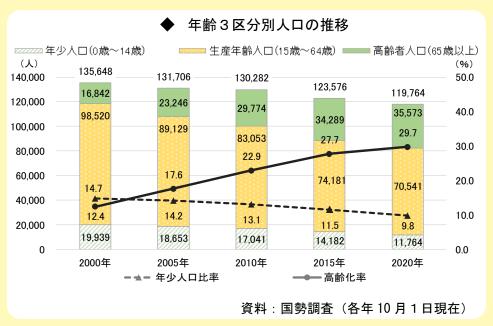
1.	統計等から見る現状p.9
2.	地域の状況p.16
3.	アンケート調査結果(抜粋)p.21
4.	第 3 期計画の総括p.30
5.	第4期計画に向けて取り組むべき課題 …p.33

### 1. 統計等からみる現状

#### 人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は 2000 年以降減少傾向にあります。年齢3区分でみると、年少人口及び 生産年齢人口は減少していますが、高齢者人口は増加しています。

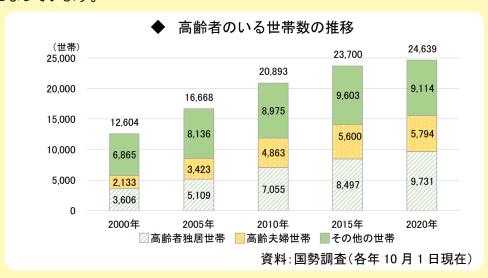
年少人口比率は低下し、高齢化率は 2020 年には 2000 年から 17.3 ポイント増加して 29.7%となっています。



※国勢調査では年齢不詳人口があるため、年齢3区分の合計と総人口が一致しないことがあります。

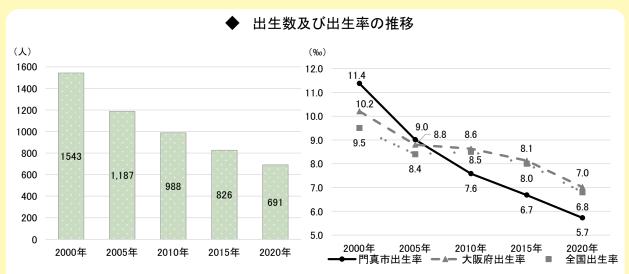
## 2 高齢者のいる世帯数の推移

本市における高齢者のいる世帯数は 2000 年以降増加しており、2020 年では 2000 年に比べ2倍程度増加しました。また、高齢者独居世帯数は 2000 年から 2020 年の間に約 2.7 倍になっています。



#### 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移

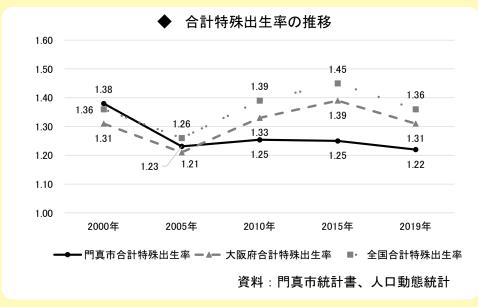
本市の出生数は低下しており、2020 年には 2000 年の約半分となっています。また、 2000 年時点では出生率\*\*1は全国・大阪府と比べ高く、2010 年以降は全国・大阪府よりも低くなっています。



資料:2000年~2015年 出生数・出生率 大阪府人口動態調査、人口動態統計 2020年 出生数 人口動態統計

出生率 出生数と総人口(国勢調査)より算出

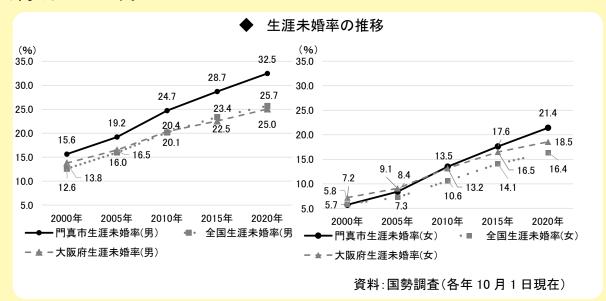
#### 本市の合計特殊出生率※2は2010年以降、全国・大阪府よりも低くなっています。



- ※1 出生率:人口 1,000 人あたりの出生数
- ※2 合計特殊出生率:1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に産むと想定した時の子どもの数に相当する。

#### 4 生涯未婚率の推移

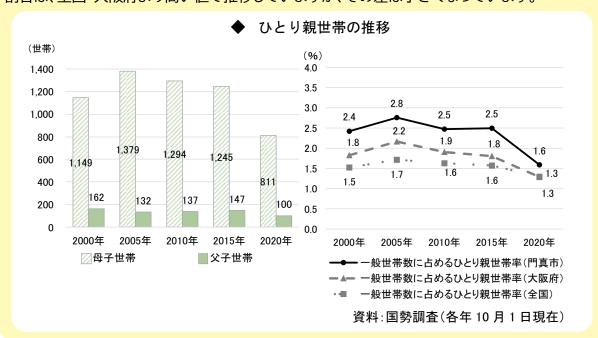
本市における生涯未婚率\*は、男女ともに、全国・大阪府に比べ高い割合で増加しています。 また、2020年の男性の生涯未婚率は、全国・大阪府に比べ5ポイント以上高くなっています。 また、女性未婚率は2000年時点では全国・大阪府より低く、2010年以降は全国・大阪府より高くなっています。



※生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚していない人の割合。50歳時点で結婚していない人は生涯未婚である可能性が高いという考え方から、45~49歳と50~54歳未婚率の平均値から算出。

### 5 ひとり親世帯数の推移

本市におけるひとり親世帯数・ひとり親世帯率は、2005 年以降、低下傾向にあります。母子世帯数は父子世帯数に比べ多くなっています。また、一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、全国・大阪府より高い値で推移していますが、その差は小さくなっています。



#### 障がい者数の推移

6

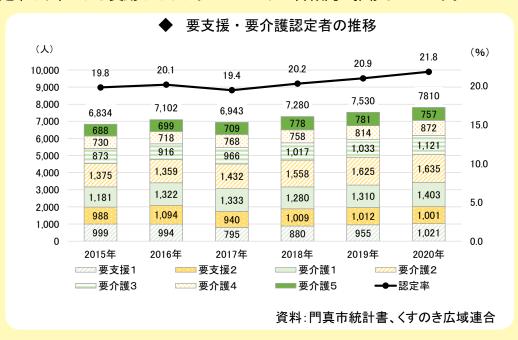
本市の障がい者数は、身体障がい者ではやや減少していますが、知的障がい者、精神障がい者では増加傾向にあります。

また、障がい者の合計数、総人口に占める障がい者の割合はともに増加しています。



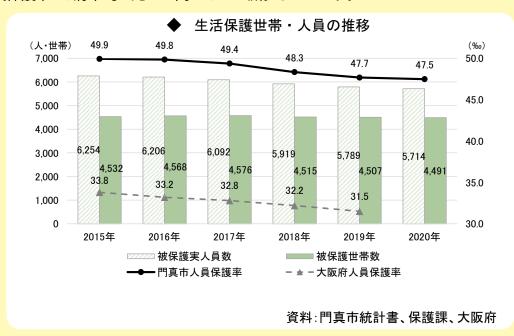
#### 7 要支援・要介護認定者の推移

本市で要支援・要介護認定を受けている人数は 7,000 人を越え増加傾向にあります。また、認定率は、年による変動はありますがおおむね上昇傾向で推移しています。



## 生活保護世帯・人員の推移

本市で生活保護を受けている人及び世帯数は、おおむね減少傾向にあります。また、本市の人員保護率<sup>\*</sup>は府平均と比べて高いものの減少しています。

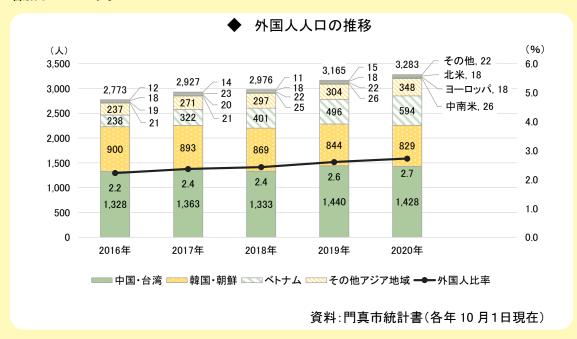


- ※人員保護率は人口千人当たりの被保護実人数
- ※‰(パーミル)とは、1/1000を1とする単位

#### 外国人人口の推移

9

本市における外国籍市民は近年増加傾向にあります。特に、中国・台湾やベトナム国籍の人が増加しています。









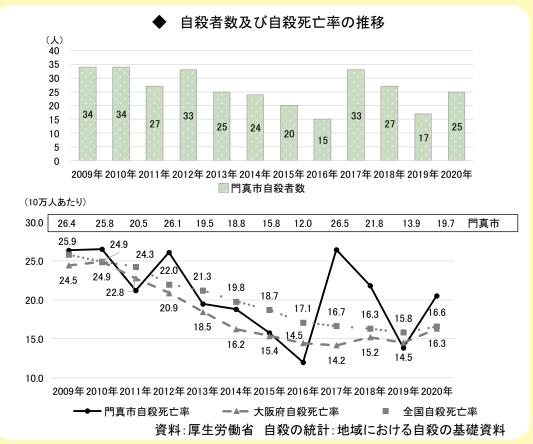






#### 10 自殺者数の推移

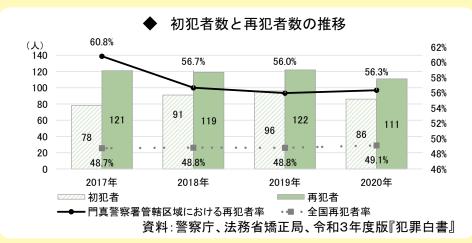
本市における自殺者数は、15 人~30 人程度で推移しています。また、近年の自殺死亡率は減少傾向で推移していますが、2020 年は増加しており、コロナ禍による自殺者数の増加が懸念されます。



※各年自殺者数は、発見日・住居地のデータを使用

#### 11 再犯者率の推移

門真警察署管轄区域における刑法犯検挙者中の再犯者数は、近年120人前後で推移しています。犯罪件数に占める再犯者率は低下していますが、全国の再犯者率に比べ高くなっています。



## 2. 地域の状況

## 1 民生委員・児童委員相談件数の推移と内訳

本市における民生委員・児童委員への相談件数は、2018 年度以降減少しています。特に 2020 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談件数が大きく減少しました。 2020 年度における相談内容の内訳をみると、「日常的な支援」が約 23%で最も多く、次いで「子どもの地域生活、教育・学校生活」が約 12%となっており、多岐にわたっています。



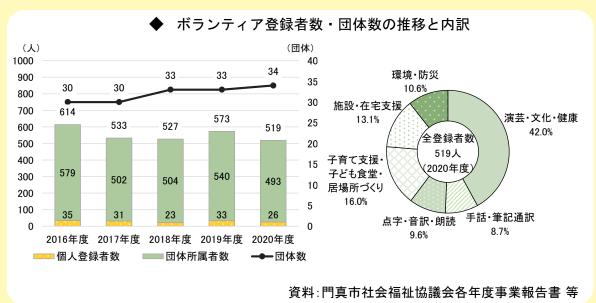
## 2 自治会加入世帯数の推移

本市における自治会加入世帯は近年減少しており、自治会加入率も低下しています。



#### 3 ボランティア登録者数・団体数の推移と内訳

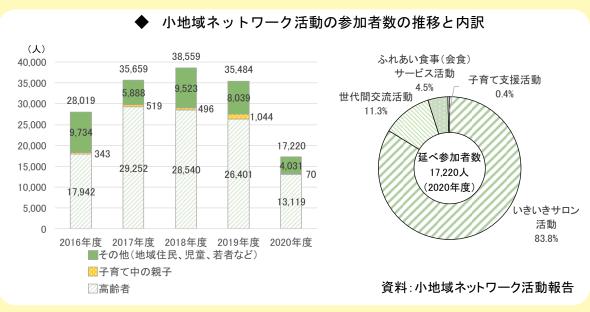
門真市社会福祉協議会におけるボランティア登録者数は、減少傾向で推移しており、2020年度には団体所属者数が 500 人を下回りました。一方で、ボランティア団体数は増加しています。



### 小地域ネットワーク活動の参加者数の推移と内訳

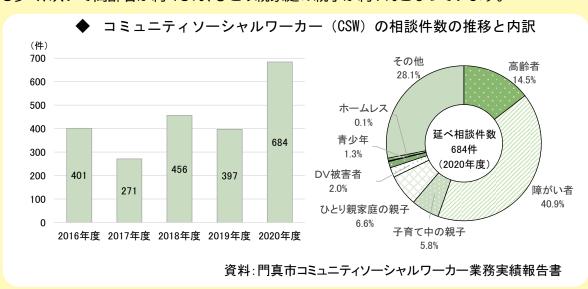
本市における小地域ネットワーク活動の延べ参加者数は 2018 年度まで増加しており、 2019 年度から減少しています。さらに 2020 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しました。参加者数の内訳では、高齢者が最も多くなっています。

また、2020 年度の活動内容の内訳では、いきいきサロン活動が約 84%、世代間交流活動が約 11%となっています。



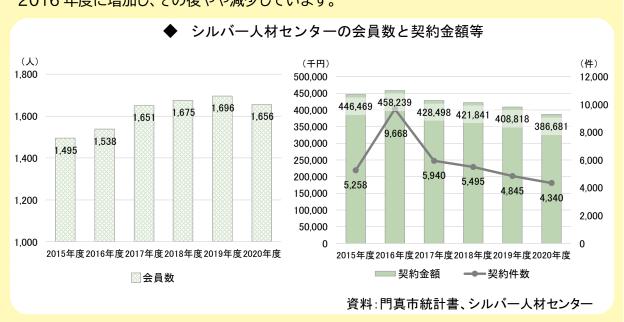
#### 5 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談件数の推移と内訳

本市におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談件数は、2019 年度まではおおむね横ばいで推移していますが、2020 年度には新型コロナウイルス感染症の影響もあり大きく増加しました。2020 年度における相談件数の内訳をみると、障がい者が約41%で最も多く、次いで高齢者が約15%、ひとり親家庭の親子が約7%となっています。



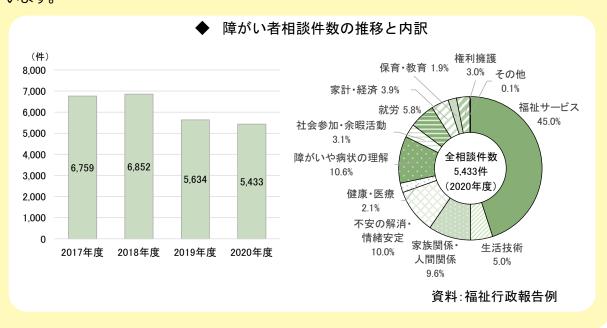
## シルバー人材センターの活動の推移

本市におけるシルバー人材センターの会員数は近年増加傾向にあります。契約金額は 2016 年度に増加し、その後やや減少しています。



## 7 障がい者相談件数の推移と内訳

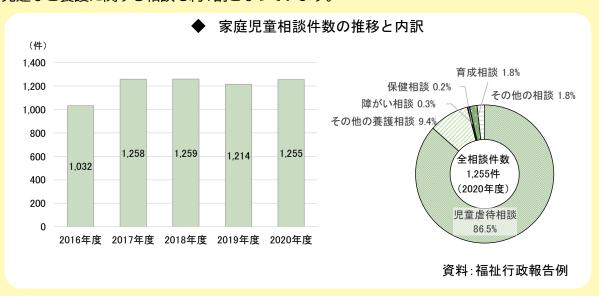
市が委託している基幹相談支援センター及び委託相談事業所における障がい者相談件数は、2017年度、2018年度は6,800件前後でしたが、2019年度以降は、福祉サービスの相談を受けることができる計画相談支援員の活用により統計上の相談件数は減少しています。2020年度における相談内容の内訳をみると、福祉サービスに関する相談が最も多くなっています。



### 家庭児童相談件数の推移と内訳

8

本市の家庭児童相談件数は、2018 年度まで増加しており、その後横ばいとなっています。 2020 年度における相談内容の内訳をみると、虐待相談が大半を占めていますが、子育て・ 発達など養護に関する相談も約1割となっています。



#### 9 生活困窮者自立相談支援事業相談件数の推移

本市における生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は、2018年度まで減少傾向にありましたが、2019年度以降は増加に転じています。さらに 2020年度には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2019年度に比べ2倍程度増加しました。



#### 10 人権相談件数の推移

本市における人権相談件数は、300件前後で推移していますが、2020年度は増加しています。



## 3. アンケート調査結果(抜粋)

本市の地域福祉に関する現状を把握するため、これからの地域福祉のためのアンケート調査を実施しました。調査結果を踏まえ、特に本市の特性がわかるものなどを記載します。

#### 調査の概要

調査対象	16 歳以上の市民 3,000 人		
実施方法	①郵送による配付・回収、礼状兼督促はがきを送付(郵送調査)		
<del>人</del> 爬刀丛	②市広報紙掲載の QR コードによるウェブアンケート調査(ウェブ調査)		
実施期間	①令和2年 12 月 23 日(水)~令和3年1月 15 日(金)		
天旭州间	②令和2年 12 月 25 日(金)~令和3年1月 15 日(金)		
回収結果	①配付数 3,000 件 有効回収数 1,227 件 有効回収率 40.9%		
凹松而木	②有効回収数 12件		

#### 調査設問の概要

合計質問数 45 問

	H P 1 > < 1 - 3 > < 1 - 3   - 3	
番号	質問の分類(カテゴリー)	
1	あなたご自身のことについて(回答者の属性)	
2		
3	地域で生活する上での課題について	
4		
5	地域福祉にかかわる活動について	
6	地域活動への参加について	
7	災害への備えについて	
8	地域福祉の推進について	

#### 【調査結果の見かた】

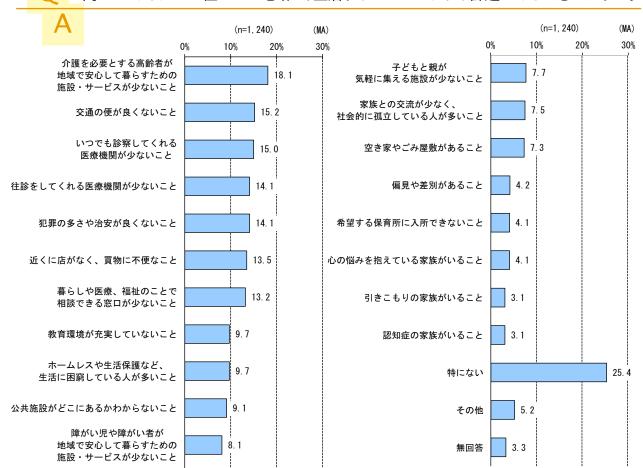
- ●「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。
- ●複数回答の場合、図中に MA(=いくつでも回答可)または3LA(=3つまで回答可)と 記載しています。また、不明(無回答)はグラフから除いている場合があります。
- ●「無回答」「その他」は上位項目から除いている場合があります。
- ●「前回調査」との比較では、平成 27 年度に実施した「門真市地域福祉計画策定のためのアンケート調査 市民意向調査」の結果を記載しています。



#### 地域で生活する上での課題について

0

#### 問17 あなたがお住まいの地域で、生活する上でどのような課題があると思いますか。



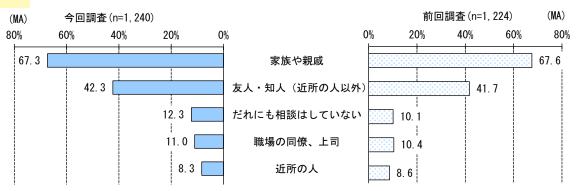


#### 分析

地域で生活する上での課題では、「特にない」を除くと、「介護を必要とする高齢者が地域で安心して暮らすための施設・サービスが少ないこと」が約 18%で最も多く、次いで「交通の便が良くないこと」、「いつでも診察してくれる医療機関が少ないこと」が約 15%となっています。その他には「空き家やごみ屋敷があること」が約7%、「ひきこもりの家族がいること」が約3%など、さまざまな課題があることがわかります。

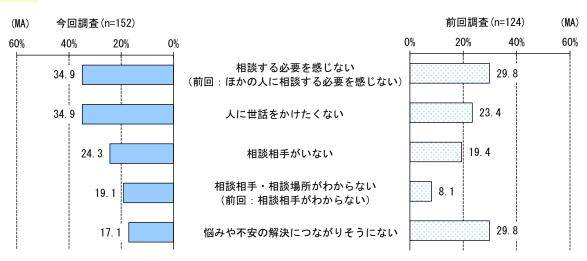
問 19 ふだん悩みや不安があるときに、どんな人(場所)に相談をしていますか。 (今回調査の上位5項目)





問 19-①(問 19 で「だれにも相談はしていない」と回答した人のみお答えください) その理由は何ですか。(今回調査の上位5項目)

Α



### 分析

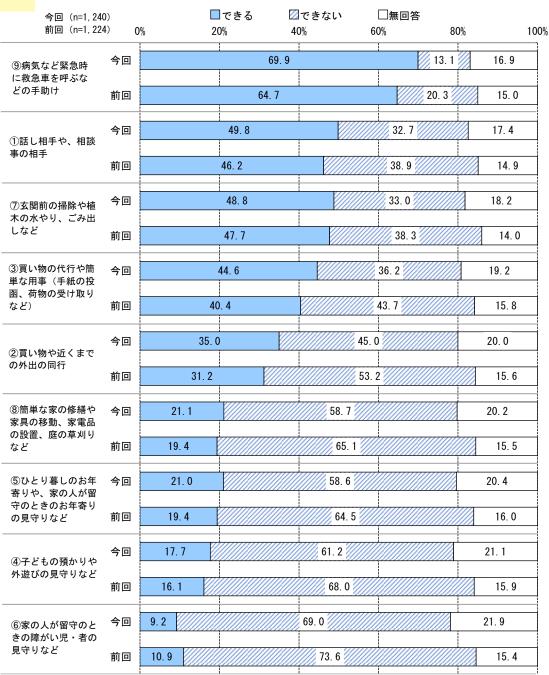
相談相手としては、「家族や親戚」「友人・知人」など、身近な人が多くなっています。

だれにも相談していない理由では「相談する必要を感じない」「人に世話をかけたくない」が多くなっています。また、2割以上が「相談相手がいない」と回答しており、「相談相手・相談場所がわからない」は前回調査の「相談相手がわからない」に比べ 10 ポイント以上多くなりました。相談したくても、相談先がないために相談できない方がいると考えられます。

Q

# 問 23 あなたは、以下のような事柄について、ご近所の方に対して手助けすることができますか。





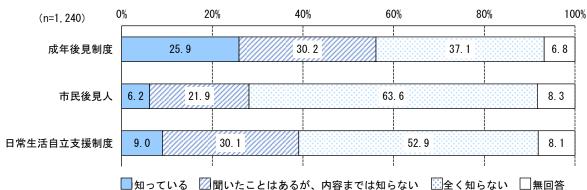
## 分析

⑥を除き、前回調査に比べ「手助けできる」割合が多くなっています。今回調査で「手助けできる」割合が多い順に、⑨「病気など緊急時に救急車を呼ぶなどの手助け」、①「話し相手や、相談事の相手」、⑦「玄関前の掃除や植木の水やり、ごみ出しなど」などとなっています。

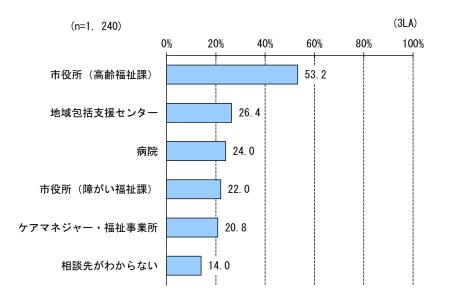


#### 判断能力が不十分な人の権利擁護について

問25 以下の制度について、知っていますか。



問 27 あなたや家族の判断能力が不十分となった場合、どこに相談しようと思います か。(上位6項目)。



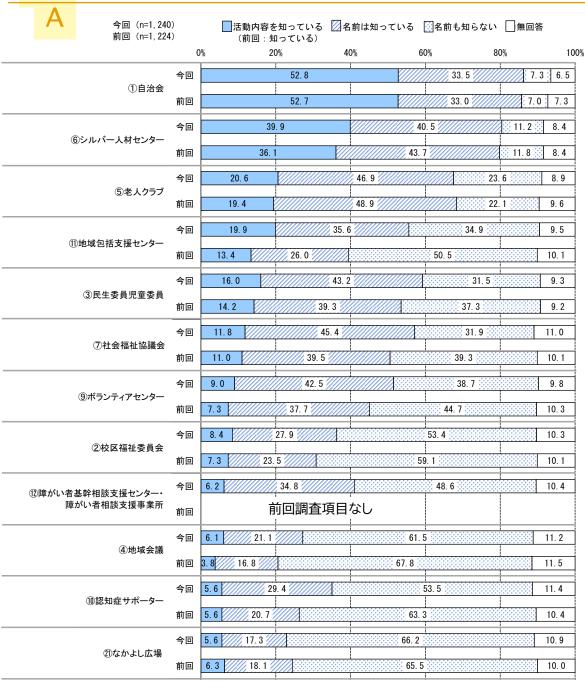


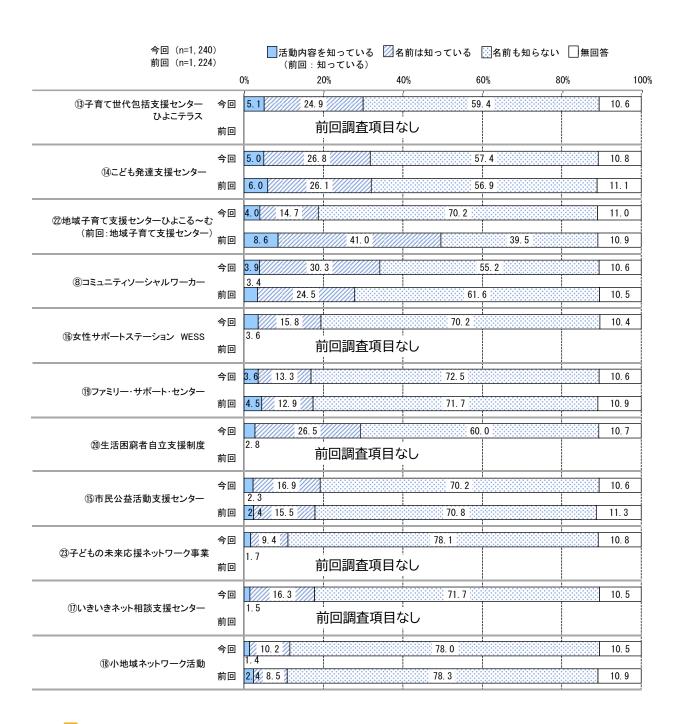
成年後見制度を「知っている」と答えた人は 25.9%、市民後見人では 6.2%、日常生活自立 支援制度では 9.0%にとどまっています。また、判断能力が不十分となった場合の相談先につ いて、14.0%の方が「相談先がわからない」と回答しています。



#### 地域福祉にかかわる活動について

問 28 地域における福祉活動を推進するために、さまざまな主体が活動を行っています。あなたがお住まいの地域で、以下にあげる①~②について、どのような活動をしているかご存じですか。



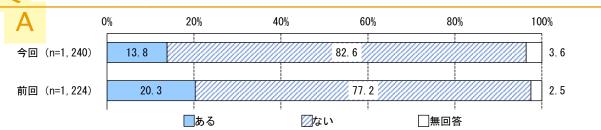


## 分析

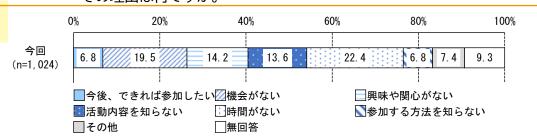
「①自治会」「⑥シルバー人材センター」の「活動内容を知っている」と答えた人の割合は比較的高くなっています。また、「⑪地域包括支援センター」では、前回調査に比べ「活動内容を知っている」が5ポイント以上多くなりました。

一方で、「⑱小地域ネットワーク活動」「⑪いきいきネット相談支援センター」など、10 の項目で「活動内容を知っている」が5%以下と認知度が低くなっています。

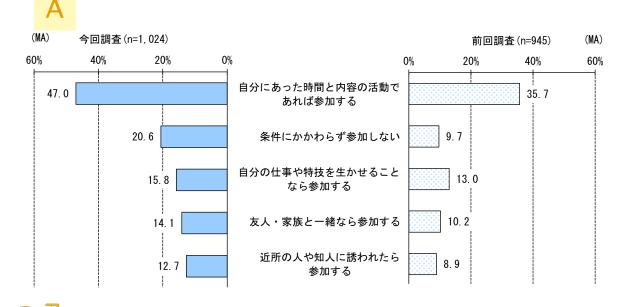
問 29 あなたは、ボランティア活動(講座・セミナー出席を含む)に参加したことがあり ますか。



問 29-1 (問 29 で「参加したことがない」と回答した方のみお答えください。) その理由は何ですか。

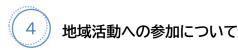


問 29-2 (問 29 で「参加したことがない」と回答した方のみお答えください。) どのような条件が整えば参加できますか。(上位5項目)



## 分析

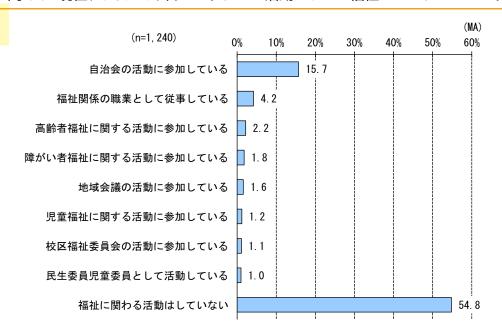
今回調査で、8割以上の人が「ボランティアに参加したことがない」と回答しており、その理由は、「時間がない」「機会がない」が多くなっています。また、ボランティアに参加したことがない人のうち約5割が「自分にあった時間と内容の活動であれば参加する」と回答しており、参加する条件では、前回調査に比べ、「友人・家族と一緒なら参加する」「近所の人や知人に誘われたら参加する」がそれぞれ約4ポイント増加しています。



Q

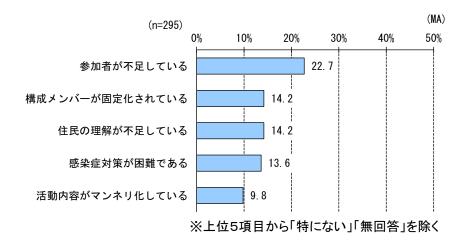
問30 現在、あなたは、次のいずれかの活動によって福祉とかかわっていますか。

A



問 32 (何らかの活動によって福祉と関わっている方のみ回答してください。) 現在、活動をするうえで、問題点や困っていることはありますか。(上位5項目)

Α





#### 分析

福祉活動とのかかわりについて、「福祉に関わる活動はしていない」が約 55%で最も多く、次いで「自治会の活動に参加している」が約 16%となっています。

活動をするうえでの問題点としては、「参加者が不足している」「構成メンバーが固定化されている」「住民の理解が不足している」ことが挙げられています。

#### 4. 第3期計画の総括

第3期計画は平成 29(2017)年度から令和3(2021)年度の5年間を計画期間とし、平成 29 (2017)年3月に策定しました。第3期計画では、「共に創る あったか福祉都市」を基本理念に、誰もが地域で安心して暮らしていくことのできる社会をめざし、さまざまな取組を行ってきました。

ここでは、基本目標ごとに取組を振り返ります。

#### 基本目標I

#### 地域福祉のコミュニティづくり(人づくり・地域づくり)

基本目標 I の分野では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、自分の意欲や関心を生かして身近な地域で活動できる、地域福祉のコミュニティづくりの推進に向けて取り組んできました。

例えば、シルバー人材センターでは、「弁天池公園スプリングカーニバル」等のイベントを主催し、 市内外で開催される多くのイベントにも参画しています。また、第3期計画期間中に正会員数は増加 しました。数値的な増加だけでなく、独自事業として、地域交流サロン「つどエール」、喫茶「チエブク ロー」の運営を開始し、地域の高齢者が気軽に集える場を創出しています。

また、平成 30(2018)年に発足した「ゆめ伴プロジェクト in 門真実行委員会」では、認知症になっても好きな活動に参加でき、夢をかなえられるよう、まち全体で伴走支援する取組を進めています。

令和3(2021)年度時点において、市内6つの中学校区のうち4つの中学校区において地域会議が設立されており、未設立の中学校区では設立に向けた意見交換会等が行われています。地域会議の活動では、子育てサロンの実施や高齢者を対象とした健康講座の実施など、市民主体のまちづくりの推進が図られています。また、自治会では、高齢者サロンの実施や高齢者お楽しみ会、グラウンドゴルフ大会の開催など、地域の高齢者が集い、楽しめる機会を創出しています。

住民が必要な福祉サービスを受けるためには、福祉に関する情報を十分に入手できなければなりません。市では、『広報かどま』の全戸配布のほか、市ホームページのリニューアルを行い、アクセシビリティやスマートフォンに対応しました。さらに、配慮が必要な人への情報発信として、『広報かどま』の内容を読み上げた音声をCDやカセットテープによって配布する「声の広報」や『広報かどま』の内容を抜粋した点字冊子を、それぞれ希望者に配布しています。また、『広報かどま』などを 10 言語で読むことができる多言語対応アプリを導入しました。

#### 基本目標Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり(福祉サービス利用環境の整備)

基本目標 II の分野では、日ごろの見守りや支え合いの仕組みとして、身近な地域から広域にわたるまで、重層的なネットワークを構築し、支援を必要とする人に福祉サービスが届く地域をめざして取組を進めてきました。

第3期計画期間における大きな進展として、平成 31(2019)年度の子育て世代包括支援センター「ひよこテラス」の開設が挙げられます。ひよこテラスでは、妊娠期から子育て期における切れ目ないきめ細かな支援を行い、育児に関する不安や負担を軽減する相談支援を行っています。

平成 29(2017)年より、子どもの貧困対策事業として「子どもの未来応援ネットワーク事業」が始まりました。「子どもの未来応援団員」の協力のもと、支援を必要とする子どもや保護者の発見から、支援の実施・見守りまでをトータルでサポートする支援体制を構築しています。令和3(2021)年度には、子どもLOBBYを開設し、子どもたちが宿題をしたり、遊んだりできる居場所づくりを行っています。

障がいのある人の支援として、平成 31 年(2019 年)に居住支援のための機能を一つの拠点に 集約した地域生活支援拠点を開設し、居住支援等の機能の向上及び相談体制の充実を図りました。

高齢者の見守り支援も拡充し、取組に賛同する事業者の協力のもと「高齢者の見守りネットワーク事業」を行っています。この事業により、高齢者の日常生活のなかで何らかの異変や支援の必要性が生じた際に、早期に必要な支援へつなげることができます。第3期計画期間中には協力事業者が大きく増加し、高齢者を見守るネットワークが広がりました。



#### 基本目標Ⅲ 安心・安全に地域で生活できるまちづくり(セーフティネットの整備)

基本目標Ⅲの分野では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域で安心して生活できる環境があり、災害時の助け合いにつながるような、日ごろから助け合いのできる地域をめざして取組を進めてきました。

今後は高齢化の進展とともに認知症等の高齢者が増加すると予測され、成年後見制度の新たな 担い手として、地域で身近な関係を生かした支援を行う市民後見人の役割が求められています。市 では、オリエンテーションの実施や講座の開催などにより、市民後見人の養成活動を進めてきました。

また、近年、高齢者の消費者被害が増加していることを踏まえ、平成30(2018)年度に市や福祉 関係者などが連携して「門真市消費者安全確保地域協議会」を構築しました。門真市消費者安全確 保地域協議会では、消費者被害の未然防止、早期発見による被害の拡大防止を図っています。

防災対策の分野では、近年自然災害が多発していることを踏まえ、令和元(2019)年 11 月に約 10 年ぶりとなる門真市総合防災訓練を開催しました。発生の予測できない大規模災害等に備えることの重要性が今まで以上に増していることから、第4期計画期間中には、大規模災害にも対応できる仕組みづくりが必要となっています。

令和2(2020)年より、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動も大きな打撃を受けています。この影響を受けた人への支援を含め、市では生活困窮者自立支援事業に取り組んできました。 就労準備支援事業では、就職活動への支援をはじめ、就職決定後の定着支援まで一貫して行っています。

また、子どもに関わる関係機関等や団体を構成員とする「門真市要保護児童連絡調整会議」を設置し、児童虐待の予防と早期発見・早期援助の支援に努めるとともに、高齢者や障がい者の虐待防止等にも取り組んでいます。



# 5. 第4期計画に向けて取り組むべき課題

#### 地域福祉に関わる活動への参加促進

- ▶ 支え合いや助け合いの気持ちを持った人が地域福祉に関わる活動に参加できるために、参加のきっかけづくりが必要です。
- ▶「地域福祉活動」を堅苦しいものと捉えるのでなく、誰もが気軽に参加できる環境づくりが重要です。

市では、ボランティアセンターやシルバー人材センターへの活動支援、認知症サポーター養成 講座の開催など、能力に応じた活動や主体的な学習の機会拡充に努めてきました。しかし、ボ ランティア登録者数は減少傾向にあるほか、認知症サポーター養成講座参加者累計数の伸びは やや鈍化しています。また、市民アンケート調査では、地域福祉に関わる活動のうえで困ってい ることとして「参加者が不足している」「構成メンバーが固定化されている」という意見が多く挙 げられていました。

一方で、同じく市民アンケート調査において、近所の方に対して手助けできることでは「病気など緊急時に救急車を呼ぶなどの手助け」が約7割、「話し相手や、相談事の相手」「玄関前の掃除や植木の水やり、ごみ出しなど」などが約5割と多く、ほとんどの項目で前回調査に比べて「手助けできる」の割合が多くなっています。また、ボランティア活動に参加しない理由としては、「興味や関心がない」よりも「時間がない」「機会がない」といった回答が多くなっています。支え合いや助け合いの気持ちを持った人は少なくないことから、このような人に地域福祉に関わる活動に参加してもらえるよう、参加のきっかけづくりが必要です。

加えて、幅広い年代の人が活動に参加できるよう、若い年代から地域福祉について普及・啓発を推進するとともに、地域での福祉活動や参加に関する情報を周知することが重要と考えられます。そのうえで、「地域福祉活動」を堅苦しいものと捉えるのでなく、誰もが気軽に参加できるような環境づくりも重要となります。

また、令和2(2020)年から、新型コロナウイルス感染症の流行という未曽有の事態が起こり、地域でのさまざまな活動も大きな影響を受けました。今後は、既存の活動をオンラインで、非対面方式での新たな活動を開始するなど、ICTの活用も含め、感染症対策という観点も踏まえた新しい地域活動のあり方を考えていく必要があります。

#### 包括的な支援体制の整備

- ▶ 住民が制度やサービスに関する必要な情報を十分に入手・利用できる環境を整え、相談窓口を 周知することが重要です。
- ▶ 市役所内の関係各課や福祉に関わる各種団体と情報共有・連携し、包括的・重層的・伴走的な支援体制を整備することが求められています。

市では、市民が相談窓口を探すことのできる『各種相談のご案内』の定期的な更新を行うとともに広報紙・市ホームページなどにより福祉に関する情報の効果的な発信を図ってきました。その結果、障がい、児童、生活困窮者(自立支援制度)などに関する相談は毎年一定数寄せられています。特に令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活困窮者自立支援事業に関する相談件数が大きく増加しました。

一方で、市民アンケート調査では、約1割が「健康や福祉に関する情報を十分に得られていない」と回答しています。また、ふだん悩みや不安があるときに「だれにも相談はしていない」と回答した方のうち、約2割が「相談相手がいない」「相談相手・相談場所がわからない」と回答しています。さらに、校区福祉委員やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、子育て世代包括支援センター「ひよこテラス」や、いきいきネット相談支援センターなど、地域福祉に関わる多くの活動・機関等の認知度は1割未満と低い値にとどまっており、利用できるサービスや支援を知らない人が多い現状が見受けられます。

地域共生社会の実現のためには、市民が福祉に関わる制度やサービスの情報を十分に入手・利用できる環境を整え、相談窓口を周知することや柔軟な相談支援体制を構築することが重要です。

また、昨今では、広い年代でのひきこもり、8050 問題などの近年注目されてきた問題、自 殺対策やヤングケアラーの問題など、複数の行政分野にまたがる問題も顕在化しています。こ のような複雑化・複合化した問題は簡単に解決できないものも多いため、問題を抱えた人への 包括的・重層的・伴走的な支援が必要となります。さらに、このような問題を抱えた人の中には、 社会から孤立しているケースも見受けられます。相談窓口の設置や周知だけでは必要な支援が 行き届かないことが考えられるため、アウトリーチによる早期発見や身近なイベントなどの社会 参加をきっかけとしたつながりづくりなど、多様なアプローチの手法が求められます。そのため にも、市役所内の関係各課や福祉に関わる各種団体等と連携し、十分な支援体制を整備するこ とが求められています。

#### すべての人の安心・安全な暮らしを支える

- ▶ すべての人の権利が守られるよう制度を整えるとともに、助けを必要とする人に周りの人が手を差し伸べられるよう、相互理解を進めていかなければなりません。
- ▶ 突然の大規模災害にも対応できる仕組みが必要です。

市では、成年後見制度の普及・啓発や、人権啓発・人権教育や虐待防止など相互理解や権利 擁護の推進に取り組んできました。しかし、市民アンケート調査における成年後見制度や日常生 活自立支援制度の認知度は決して高いとは言えません。また、「自身や家族の判断能力が不十 分となった場合の相談先」についても「相談先がわからない」が 14.0%となっています。

本市における令和7(2025)年の高齢化率は約 30%と推計されており、その後も上昇していくと考えられます。高齢化率の上昇とともに認知症高齢者の増加や高齢者のみの世帯の増加が予想されることから、成年後見制度等の仕組みを強化していくことが求められています。

また、外国籍市民や障がい者手帳所持者数も増加しています。助けを必要とする人が困っているときに近くにいる人が手を差し伸べることができるよう、正しい知識の普及による理解促進が求められています。

近年日本では自然災害が多発しており、防災の意識を持った行動がかつてなく重要となっています。本市においても、平成30(2018)年6月の大阪北部地震による影響があったほか、同年9月には台風第21号により大きな被害を受けました。大規模災害はいつどこで発生するかわかりません。防災の意識を持つだけでなく、大規模災害に対応できる仕組みづくりが必要です。災害対応に向けた仕組みとして、避難時に援護が必要な要介護者等が安全に避難できるよう体制を整えていくことが求められています。

今後、大規模開発が予定されている門真市駅及び古川橋駅周辺等のまちづくりにおいては、 福祉・商業などの都市機能を誘導するとともに、公共施設や公園、道路などを誰もが安心して 利用できるよう、福祉のまちづくりを推進するためのバリアフリー化の整備等に取り組む必要 があります。



# 第 3 章

# 基本理念と 計画の考え方



第3章では、計画の基本理念や、基本 目標等の基本的な考え方について書い ています。

1.	基本理念p.37
2.	計画の基本的な考え方p.38
3.	圏域の考え方p.39
4	施策の体系p. 40

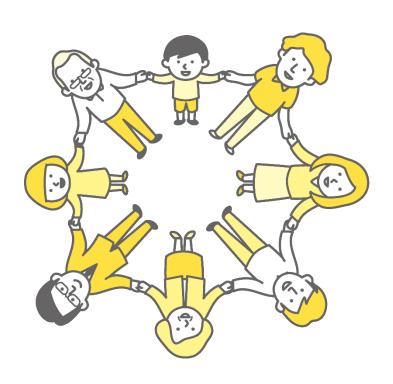
# 1.基本理念

本計画においては、以下を基本理念として掲げ、その実現に向けて各施策を展開していきます。

# 共に創る あったか福祉のまち 門真



この基本理念は、これまでの計画の「支え合い」の理念を継承するとともに、総合計画との整合性を図り、市民、行政機関、事業者等が共に創る本市の地域福祉のめざす姿を表現しています。



# 2. 計画の基本的な考え方

基本理念の実現に向けて、本計画を実行するうえでの基本的な考え方として以下の3つの基本目標を設定し、施策を展開します。



# 基本目標 I 地域福祉のコミュニティづくり(人づくり・地域づくり)

地域の住民同士のつながりを強めるためには、普段から地域での助け合い、支え合いを進めていく必要があります。そのためにも、住民の方々が互いのことを理解し、尊重しあえるよう、正しい知識を広めていかなければなりません。

また、さまざまな立場や年代の方が、それぞれに自分の力を発揮できる分野で活躍し、生きがいをもって暮らしていけるよう、活動の場づくりを進めていかなければなりません。地域で活動する団体を支援することで、住民の方の活躍の場を確保するよう努めます。また、参加意欲のある人がこれらの活動に参加できるよう、情報発信や活動のきっかけづくりを進めていきます。



# 基本目標Ⅱ 包括的な支援体制づくり

本市には各種の相談窓口が設置されていますが、相談窓口の中には住民の方によく知られていないものもあります。そのために、困りごとのある人がどこに相談してよいかわからず、必要な支援やサービスを受けられなくなる可能性があります。このような方の相談を広く受け止めるとともに、複数の行政分野にまたがる問題をスムーズに解決できるよう、行政の各分野やその他の関係機関が連携・情報共有できる体制の整備をめざします。

また、経済状況等の問題から生活に困窮している方や今後困窮する恐れのある方を含め、さまざまな生活課題を抱えた人が自立した生活を営むことができるよう、支援を進めていきます。



# 基本目標Ⅲ 安心・安全に地域で生活できるまちづくり

地域における相互理解を促進し、虐待防止や成年後見制度の利用促進など権利を守る取組が 重要です。また、犯罪や事故に巻き込まれることのないよう、生活環境が適切に整備されている 必要があります。

近年、東日本大震災や大阪北部地震、大規模台風の被害などから、防災・減災への関心がこれまで以上に高まっています。地域には障がい者や高齢者、子ども、妊産婦、外国人など、災害時に支援を必要とされる人が暮らしているため、要配慮者を助ける仕組みづくりを進めていく必要があります。特に災害時に助け合えるためには、日ごろからの地域のつながりが何より重要であることから、日常的な見守り活動の推進や、災害に対する意識づくり、災害に対応できる仕組みづくりを図ります。

# 3. 圏域の考え方

地域では、自治会や地域会議など、さまざまな主体が支援や活動を行っています。例えば、民 生委員・児童委員は、小学校区単位での相談援助や地域活動を行っています。また、門真市社 会福祉協議会では、小学校区ごとに設置する校区福祉委員による福祉活動なども行っていま す。

身近な地域生活課題への対応や地域ぐるみの活動の進展には、こうした主体による地域福祉活動が充実するとともに、それぞれの主体が重層的かつ効果的につながる必要があります。

しかし、近年では高齢化により、このような地域福祉活動を支える担い手が少なくなっています。そのため、すべての人が、自治会や隣近所との付き合いの中で自分のできることを行い、 地域で支え合うことが重要です。



保健所、子ども家庭センター など

# 門真市

市役所、社会福祉協議会、CSW、各種相談機関 など

地域会議、地域包括支援センター

# 小学校区

民生委員・児童委員、校区福祉委員、小学校PTA など

# 自治会

防犯防災活動、サロン活動 など

# 

見守り、声かけ、安否確認、緊急通報など



# 4. 施策の体系

基本理念	基本目標		基本施策
++	I	1	誰もが理解しあい支え合える意識づく
共に創	地域福祉の コミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	2	地域で活躍する人づくり
る		3	地域福祉活動の促進
あった	П	4	組織横断的な支援体制の整備
か 福	包括的な支援体制づくり	5	生きづらさを抱える人への支援
祉のま		6	権利擁護の推進
ち	☆心・安全に	7	災害時の安心・安全の仕組みづくり
門真	地域で生活できる まちづくり	8	すべての人にやさしいまちづくり

# 第 4 章

# 施策の展開



第 4 章では、8つの基本施策の詳しい 説明を記載しています。

基本施策1	 p. 44
基本施策2	 p. 46
基本施策3	 p. 48
基本施策4	 p. 50
基本施策5	 p. 52
	 •
基本施策 8	 n 60

# 「施策の展開」の見方

第4章では、3つの基本目標を達成するための8つの基本施策について、第4期計画期間中の方 向性や取組内容などについて示しています。ここでは「施策の展開」のページの見方を説明していま す。

#### 基本施策1. 誰もが理解しあい支え合える意識づくり

40 ページに記載している8 つの基本施策です

#### \* 施策の方向性

地域にはさまざまな人が暮らしており、それぞれが多様な課題を抱えています。地域にある 課題を他人事ではなく自分にも関わることとしてとらえることで、お互いを理解し、「困ったと きはお互いさま」の気持ちで支え合うことができます。

地域福祉について触れることのできる機会の拡充と、効果的な情報の発信により、地域住民 一人ひとりの福祉に対する理解や認識を深め、地域の福祉力を高めていきます。

各基本施策ごとの、第4期計 画における施策の方向性を 示しています。

取組項目	取組内容
身近な地域での 福祉教育・福祉学習機会の拡充	<ul> <li>児童・生徒に対する福祉に関する学習の機会の充実</li> <li>認知症サポーター養成講座の実施</li> <li>市民が障がいについて理解する機会づくり</li> <li>社会福祉協議会が実施する福祉教育の推進</li> </ul>
地域での福祉活動を促進する ための意識啓発	<ul><li>・ 福祉課題(障がい・認知症・ひきこもりなど)に係る意識啓発</li><li>◆ 社会福祉協議会と連携した取組の推進</li></ul>
地域福祉の推進につながる 情報の発信	<ul> <li>わかりやすくアクセスしやすいホームページの作成</li> <li>SNSを活用した支援情報等の発信</li> <li>外国籍市民等にも伝わる多言語での情報発信</li> <li>「すくすくひよこナビ」を通した子育て支援に関するイベント等の周知</li> <li>適切な福祉サービスを利用するためのさまざまな媒体を活用した情報発信</li> </ul>

取組項目は、基本施策の中で どのような取組を進めていく かを示しています。

取組内容は、それぞれの取組 項目ごとの具体的な内容を 示しています。ここで示す内 容は令和4年3月現在のもの であり、事業の見直しにより 変更する可能性があります。

#### ▶√ 地域みんなでできること

- ◆ 市のイベントに参加してみる
- ◆ 駅などで困っている人がいたら「何かお手伝いできますか?」と聞いてみる
- ◆ 普段の生活で困ったときには、市のホームページで情報を探してみる
- ◆ イベントなどを開催するときには、障がいのある人や高齢者、小さな子どもも参加できるよ う工夫する

基本施策の実現に向けて地 域みんなでできることを示し ています。

#### めざす姿

認知症サポーター養成講座など福祉学習の機会が増えることにより、地域に住む人々がお互 いに理解しあい、困っている人に声をかけ、気軽に助け合えるまちになっています。

第 4 期の計画期間内での目 標を示しています。

# 基本施策1. 誰もが理解しあい支え合える意識づくり

# 施策の方向性

地域にはさまざまな人が暮らしており、それぞれが多様な課題を抱えています。地域にある 課題を他人事ではなく自分にも関わることとしてとらえることで、お互いを理解し、「困ったと きはお互いさま」の気持ちで支え合うことができます。

地域福祉について触れることのできる機会の拡充と、効果的な情報の発信により、地域住民一人ひとりの福祉に対する理解や認識を深め、地域の福祉力を高めていきます。

取組項目	取組内容
身近な地域での 福祉教育・福祉学習機会の拡充	<ul><li>・児童・生徒に対する福祉に関する学習の機会の充実</li><li>・認知症サポーター養成講座の実施</li><li>・市民が障がいについて理解する機会づくり</li><li>・社会福祉協議会が実施する福祉教育の推進</li></ul>
地域での福祉活動を促進する ための意識啓発	<ul><li>❖ 福祉課題(障がい・認知症・ひきこもりなど)に係る意識啓発</li><li>❖ 社会福祉協議会と連携した取組の推進</li></ul>
地域福祉の推進につながる情報の発信	<ul> <li>❖ わかりやすくアクセスしやすいホームページの作成</li> <li>❖ SNSを活用した支援情報等の発信</li> <li>❖ 外国籍市民等にも伝わる多言語での情報発信</li> <li>❖ 「すくすくひよこナビ」を通した子育て支援に関するイベント等の周知</li> <li>❖ 適切な福祉サービスを利用するためのさまざまな媒体を活用した情報発信</li> </ul>





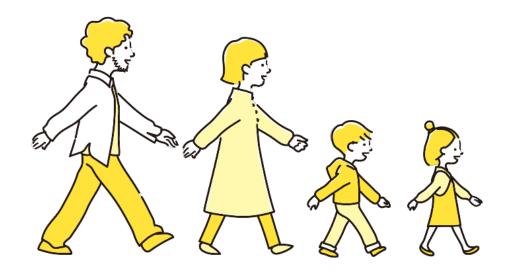
# 地域みんなでできること

- ◆ 市のイベントに参加してみる
- ◆ 駅などで困っている人がいたら「何かお手伝いできますか?」と聞いてみる
- ◆ 普段の生活で困ったときには、市のホームページで情報を探してみる
- ◆ イベントなどを開催するときには、障がいのある人や高齢者、小さな子どもも参加できるよう工夫する



## めざす姿

■ 認知症サポーター養成講座など福祉学習の機会が増えることにより、地域に住む人々がお互いに理解しあい、困っている人に声をかけ、気軽に助け合えるまちになっています。



# 基本施策2. 地域で活躍する人づくり

# 施策の方向性

いきいきとしたまちづくりのためには、住民一人ひとりが地域を支える存在として主体的に活動できることが必要です。地域で専門的な活動をしている人やさまざまな事業所、地域住民など、多様な主体が自分の知識や技術、趣味や経験を生かすことで、それぞれが地域福祉の担い手となり、ともに課題を解決していくことができる地域をめざします。

また、日ごろから地域のさまざまな集まりや催し事に参加することで、顔の見えるつながりが広がり、住民の主体的な交流活動が広がります。市民が気軽に集える場をつくり、交流の機会を拡充します。住民同士の交流が広がることにより、それぞれの学びや不安の解決、生きがいづくりにつなげていきます。

取組項目	取組内容
地域福祉を担う人材の発掘・育成	<ul> <li>◇ファミリー・サポート・センターの相互支援活動の実施</li> <li>◇中学校区単位の「地域会議」の活動支援</li> <li>◇シルバー人材センターへの活動支援</li> <li>◇民生委員・児童委員の活動支援</li> <li>◇学校と地域の連携・協力による、学校の環境整備や講演会、読み聞かせなどの活動</li> <li>◇子どもの未来応援団員の養成</li> <li>◇社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおけるボランティア活動のきっかけづくり</li> </ul>
気軽に集える場の創出 (交流機会の拡大や 社会参加支援)	<ul> <li>◇「歩こうよ歩こうね運動」の実施</li> <li>◇保健福祉センターのふれあいコーナーの活用</li> <li>◇まつり等の実施でコミュニティ活動の活性化及び賑わいの創出</li> <li>◇公立こども園・公立保育所等における園庭開放</li> <li>◇校区体育祭の実施補助やスポーツ・レクリエーション事業によるスポーツの機会拡充</li> <li>◇門真市地域子育て支援センター「ひよこる~む」、なかよし広場での遊びの場の提供</li> <li>◇地域における子育てサロンでの交流活動の推進</li> <li>◇公民連携子どもの居場所「子ども LOBBY」の提供</li> <li>◇エリアリノベーションによる地元企業や住民など多様な人々が出会い交流できる場の創出</li> </ul>



# 地域みんなでできること

- ◆ ボランティアや市民活動についての情報を入手し参加してみる。
- ◆ 自分にできる活動を見つける
- ◆ SNS等を活用し、情報発信を工夫する
- ◆ さまざまな世代が参加できるイベントを工夫してみる
- ◆ 自治会活動、老人クラブ、子ども会に参加してみる
- ◆ 地域でのさまざまな活動(運動会やふるさと門真まつりなど)に参加してみる



# めざす姿

● 住民が気軽に集える場と住民同士の交流が増え、いきいきと活動するまちになっています。



# 基本施策3. 地域福祉活動の促進

# 施策の方向性

地域でのさまざまな課題を解決するためには、行政や個人の取組だけでなく、NPO、ボランティア、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、社会福祉法人などさまざまな主体による取組が必要です。

地域の福祉力を高めるために、地域で活動している団体の活動内容に関する情報を広く発信し、市民の地域活動への参加を促進します。

市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア団体、NPO法人など活動団体の育成・支援に取り組みます。また、それぞれの活動団体が地域の現状・課題に合った取組ができるよう、活動場所の提供や相談支援などにより活動を支援します。

取組項目	取組内容
団体への活動支援	<ul><li>* 老人クラブ連合会への活動支援</li><li>* 校区福祉委員による小地域ネットワーク活動の活動支援</li><li>* シルバー人材センターの活動支援(再掲)</li><li>* 自治会、民生委員児童委員協議会、地域会議への活動支援</li></ul>
ボランティア活動の推進	<ul> <li>◇ 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおけるボランティア活動の推進</li> <li>◇ NPO活動の情報発信や活動支援</li> <li>◇ 市民に安心して活動してもらえるよう市が保険に加入する住民活動災害補償事業</li> <li>◇ 認知症の方の生きがいある生活をめざす、「ゆめ伴プロジェクトin 門真実行委員会」との協働による活動の推進</li> </ul>
身近な地域での見守り、支え合 い活動の促進	<ul><li>◇ 救急医療情報キットの配付</li><li>◇ 高齢者見守りネットワークの推進</li><li>◇ 校区福祉委員による小地域ネットワーク活動の拡充</li><li>◇ 民生委員・児童委員による見守りや相談活動の実施</li></ul>
多様な主体による地域貢献活動の創出	<ul> <li>◇コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域課題の解決に向けた新たな活動の創出</li> <li>◇市民公益活動支援センターによるNPO法人の新たな事業立ち上げ、事業拡大支援</li> <li>◇社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進</li> <li>◇包括連携協定を締結している大学・企業の活用</li> </ul>



# 地域みんなでできること

- ◆ 一人ひとりが地域に関心を持ち、自らの持つ知識や技術・経験を地域課題の解決のために 生かす
- ◆ 広報紙やかどま社協だよりを読んで、興味がある団体の活動に参加してみる
- ◆ ボランティアセンターに登録したりボランティア団体に参加してみる
- ◆ 活動団体は、他団体との連携や勉強会などにより、活動内容を充実させる
- ◆ 活動団体は、さまざまな世代が参加できるよう、新たな取組を検討する



# めざす姿

● 多様な団体等が活動し、さまざまな地域課題に取り組むことで地域の福祉力が向上しています。









# 基本施策4.組織横断的な支援体制の整備

# 施策の方向性

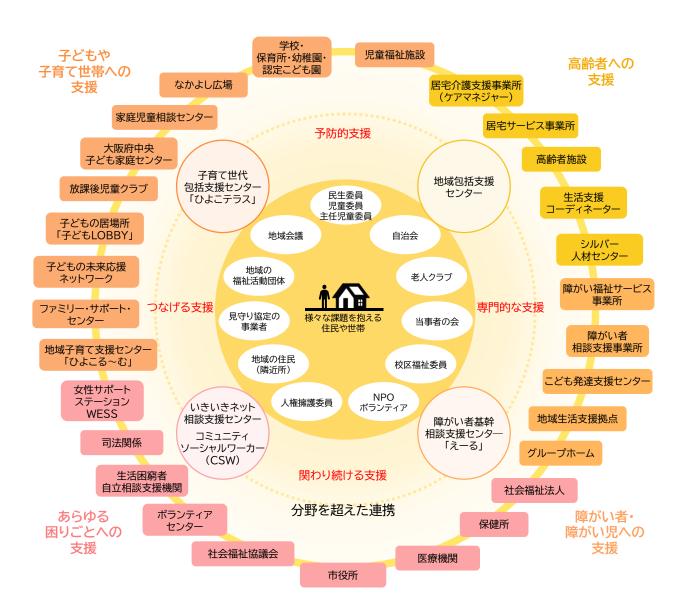
生活の中で課題を抱える世帯では、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラーなど、さまざまな課題を複合的に抱えているケースが多く、また、現行の制度では対応が困難など、いわゆる「制度の狭間」のケースもあります。

複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」の課題を抱える個人や世帯に対しては、それぞれの分野の専門職による個別の支援だけでなく、アウトリーチによる早期発見、地域住民やボランティアの関わりなど、課題ごとの柔軟な支援が必要です。福祉の分野を超えて、市役所内の関係各課・専門職・地域住民・関係機関が連携し、協働することで、あらゆる困りごとを受け止め、対応できるような支援体制づくりを進めます。

また、支援を拒否する人やすぐに解決することが難しく、時間を要する場合は、つながり続けることをめざす伴走型の支援が求められていることから、関わり続ける支援を行います。

取組項目	取組内容
相談対応力の向上	<ul> <li>◇ 分野を問わない福祉の総合相談窓口であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談支援機能の向上</li> <li>◇ 各分野において相談者の悩みを包括的に受け止め、適切な支援につなげる</li> <li>⇒ 子育て世代包括支援センター「ひよこテラス」</li> <li>相 ▶ 障がい者基幹相談支援センター</li> <li>談 &gt; 子どもの未来応援チーム</li> <li>か 発達相談支援事業(こども発達支援センター)</li> <li>例 ▶ 地域包括支援センター</li> <li>⇒ 女性サポートステーション WESS</li> </ul>
分野を超えた組織間連携	*市役所内の関係各課が連携し、課題解決を図るための仕組みづくりを検討 * さまざまな相談支援機関における情報共有や連携に向けた取組 * 縦割り型の組織では完結できない複雑化・複合化した課題を関係機関が連携して包括的に取り組む * 既存サービスでは対応困難な課題を解決するため、新たなサービス・仕組みづくりを進めるためコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が中心となり、関係機関と連携し取り組む * 門真市消費者安全確保地域協議会

#### 【門真市における包括的支援のイメージ図】



# めざす姿

- 困りごとを抱えた人が身近な窓口で悩みを相談でき、適切な支援や継続的な支援につながる体制が整っています。
- 複雑化・複合化した課題を解決するために、分野を超えて支援できる組織横断的な協力体制が拡がっています。

# 基本施策5.生きづらさを抱える人への支援

# 施策の方向性

地域にはさまざまな人が暮らしており、貧困や疾病、生い立ちやさまざまな生きづらさから、社会的に孤立するなど立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

経済的に生活が困難となっている人に対しては、金銭的な支援だけでなく、自立や就労に関する相談支援を行います。また、犯罪や非行をした人には、就労や就学の支援、適切な福祉サービスにつなぐなどの支援を行います。

さらに、追い詰められた人が自ら命を絶つという選択をすることのないよう、「門真市自殺対策計画」と整合性を図りながら、関係機関との連携や住民への周知啓発などにより、自殺対策を進めていきます。

取組項目	取組内容
生活困窮者への支援	<ul><li>❖ 子どもの未来応援チームによるアウトリーチ支援</li><li>❖ 相談者の自立に向けた伴走型の支援・就労に不安がある人に向けた社会参加やカウンセリングによる段階的な就労支援</li></ul>
さまざまな自立支援の促進 (住まい・再犯防止)	<ul><li>◇ 大阪府と連携した住まいの確保 (Osaka あんしん住まい推進協議会)</li><li>◇ 地域就労支援センターでの就労支援</li><li>◇ 犯罪被害者やその家族への支援</li><li>◇ 更生の意欲をもつ犯罪をした人等の立ち直りを支援</li></ul>
自殺防止の推進	<ul><li>さまざまな場面で悩みを抱える人の自殺のサインに気づき適切な支援につなぐ</li><li>さまざまな相談窓口の周知</li><li>自殺対策の推進【門真市自殺対策計画】</li></ul>









#### 地域みんなでできること

- ◆ 困りごとがあるときは身近な人に相談する
- ◆ 身近な人が普段と様子が違うことに気づいたら相談を勧める
- ◆ 生活に困窮している人やひきこもり状態の人、複合的な課題を持つ人等、何らかの支援が 必要な人を地域で把握し、支援につなげる
- ◆ 自殺に関することを正しく理解し、自殺予防についてできることを考え、行動してみる



#### めざす姿

- 経済的な困難を抱えている人が就労等により安定し、自立して暮らせるまちになっています。
- 保護司をはじめとした更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや就労支援を行う協力雇用 主など、関係機関や団体と連携し、罪を犯した人等の立ち直りを支えることにより再犯者率 が減少しています。
- 市民一人ひとりがSOSを発している人の存在に気づき、見守り、手を差しのべられるあたたかいまちになっています。



# 基本施策6. 権利擁護の推進

# 施策の方向性

高齢、障がい、認知症などにより、判断能力が十分でないことがあります。そのような人でも 権利が守られるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。また、人 権問題について広く周知し、相互理解を深めることで、身近な人権課題に気づき、権利を守る 行動をとれるまちづくりを進めます。

また、高齢者や障がい者、児童などへの虐待の問題はなくなっていません。虐待の解決のた めには、当事者だけでなく、周囲からの支援が重要です。虐待の防止や、早期発見・早期解決の ための啓発・見守りや相談支援を進めます。

取組項目	取組内容
地域における相互理解の促進	<ul> <li>◇ さまざまな人権課題の啓発</li> <li>◇ 各学校において、多文化共生、ジェンダー平等、同和問題等に関する人権教育の実施及び教員に対する研修</li> <li>◇ 認知症サポーター養成講座の開催(再掲)</li> <li>◇ 福祉課題(障がい、認知症、ひきこもりなど)に係る意識啓発(再掲)</li> </ul>
虐待の早期発見・対応	<ul> <li>高齢者虐待の防止、高齢者虐待の被虐待者及び養護者への支援のため、会議や研修会の開催</li> <li>障がい者虐待に関する相談窓口の設置など、早期発見・早期解消・虐待再発防止の取組</li> <li>児童虐待の予防と早期発見、早期援助のため地域や関係機関等と連携</li> <li>配偶者暴力(DV)に関する相談窓口の設置、対応</li> </ul>
判断能力が十分でない人への支援	<ul> <li>❖ 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(金銭管理)の周知及び利用促進</li> <li>❖ 高齢者徘徊SOSネットワーク事業の実施</li> <li>❖ 認知症初期集中支援チーム(門真オレンジチーム)による早期把握、早期受診</li> <li>❖ 高齢者や障がい者の権利を守る成年後見制度の利用促進</li> <li>❖【成年後見制度利用促進計画(次々頁)】</li> </ul>



#### 地域みんなでできること

- ◆ 虐待や暴力の疑いがある様子を見かけたら、市や関係機関にすぐに連絡・相談する
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業(金銭管理)など、判断能力が十分でない人の権利 を守る制度について理解を深める
- ◆ 認知症などにより、判断能力が十分でない方が近隣にいれば、市や関係機関に連絡・相談 する

# F

# めざす姿

- 地域における顔の見えるつながりがあり、権利侵害や虐待等の問題があったときに気づき、 支え合えるまちになっています。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について知っている人が増えており、制度を適切に 使えることで、判断能力が十分でなくても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになって います。

#### 【主な虐待相談窓口】

相談の内容	機関名	受付時間	連絡先
障がい者虐待 に関すること	門真市障がい者虐待防止センター	月曜日から金曜日 午前 9:00~午後 5:30	© 06-6901-0202 FAX 06-4967-5554
子どもの虐待	門真市子育て支援課 家庭児童相談センター	月曜日から金曜日 午前 9:00~午後 5:30	<b>2</b> 06-6902-6148
に関すること	児童相談所虐待対応ダイヤル	24 時間 365 日	<b>雷</b> 189(いちはやく)
高齢者虐待に関すること	門真市高齢福祉課 (地域包括支援センターでも 受付しています。)	月曜日から金曜日 午前 9:00~午後 5:30	<b>2</b> 06-6902-6176



# 門真市成年後見制度利用促進計画

高齢、障がい、認知症などにより、一人での判断や意思決定、金銭管理が難しい人でも、地域での 生活を継続できるよう支援することが権利擁護支援や意思決定支援です。成年後見制度は、こうし た人々の権利や生活を支援する制度ですが、十分に利用されていない現状にあります。

このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)が平成 28 年 4 月に公布され、基本理念や国の責務等が示されました。また、平成 29 年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村はこの計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務となりました。

本頁を「門真市成年後見制度利用促進計画」として位置づけ、権利擁護の促進に努めます。

# 成年後見制度利用促進のための取組

## (1)成年後見制度に関する周知・啓発

成年後見制度を必要とする人やその家族等が制度のことを知っていなければ、制度を利用することができません。地域住民に向け、広報紙やホームページを通じて制度について広く周知することで、制度の適切な利用促進をめざします。

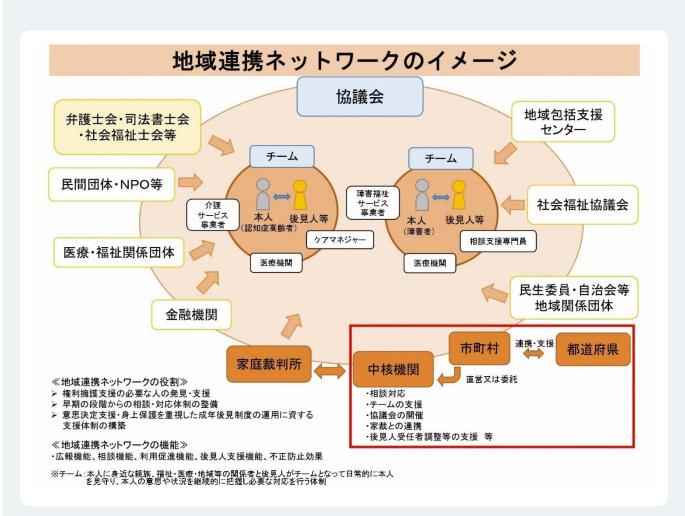
# (2)多様な担い手による権利擁護支援の機能強化

支援を必要とする人が適切に成年後見制度を利用できるよう関係機関との連携を図り、 社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」からの移行促進や、市民後見人の養成を行う ことで、高齢者等の権利擁護の推進及び地域の福祉力の向上に努めます。

また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、申し立てる親族がいない場合や申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

# (3)地域連携ネットワークの構築

判断能力が十分ではない人を早期に把握するため、各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、必要な支援へつなぎます。権利擁護支援が必要な際には、本人が自分らしく生活し、地域社会に参加できるよう、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者や後見人によるチームで関わり、協力して日常的に見守る体制づくりを進めます。また、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制づくりや中核機関を設置するなど、適切に支援する地域連携ネットワークの構築に努めます。



資料:厚生労働省

# 基本施策7. 災害時の安心・安全の仕組みづくり

# 施策の方向性

個人や家庭での災害時の備えや避難訓練への参加について啓発するとともに、災害時の体制を強化するため、地域住民の組織的な活動を支援します。

また、災害時や緊急時に自力での避難が困難な人を把握し、避難が必要となった際に地域や 行政、関係機関が連携して支援できる体制を構築することで、いざというときの円滑な避難に つなげます。

取組項目	取組内容
災害への備えや支援	<ul><li>・密集市街地の改善</li><li>・防災訓練や防災講話などを通じた防災に関する意識向上、各種 啓発</li><li>・洪水時等における避難行動等を定めた避難確保計画の作成等 支援</li></ul>
避難行動要支援者の支援	<ul><li>高齢者、障がい者などの支援が必要な人が円滑に避難するための方策の検討</li><li>要配慮者が必要に応じて宿泊施設避難所等に避難できる体制の拡充</li><li>避難行動要支援者名簿の作成・更新及び関係機関での情報共有</li><li>個別避難計画の策定</li></ul>





# 地域みんなでできること

- ◆ 普段から防災意識を高める
- ◆ 災害時に備えるために、普段から食料等の備蓄や避難所の確認を行う
- ◆ 防災訓練に積極的に参加する
- ◆ 自主防災組織などは、災害時の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう体制を整える
- ◆ 地域の福祉施設などは、防災協定の締結に努め、災害時に援助活動が行えるようにする
- ◆ 日ごろから要配慮者の把握に努める
- ◆ 要配慮者の支援など、災害時に近隣と助け合える関係を普段から築く



# めざす姿

- 災害時に安全に避難できるよう事前の準備や避難方法の確認ができており、地域で助け合える関係が築けています。
- 災害時に自力での避難が困難な人や避難所での生活に配慮が必要な人も含め、誰もが円滑 に避難できる仕組みができています。



# 基本施策8. すべての人にやさしいまちづくり

# 施策の方向性

市民の安全で快適な暮らしのためには、安全に暮らせる環境づくりが重要です。生活環境の整備に加え、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を推進することで、誰もが快適に暮らせるまちづくりを行います。また、感染症対策という観点も踏まえた新しい地域活動として、ICTを活用した非対面方式での活動を進めます。

また、子どもや高齢者をはじめすべての人が犯罪や事故に巻き込まれないよう、見守り活動 や防犯カメラの設置等を行います。さらに、消費者被害等の防犯に関して意識啓発を行い、犯 罪の未然防止を図ります。

取組項目	取組内容
快適で利用しやすい生活環境の整備	<ul> <li>◇ ICTを活用し、さまざまな行政サービスを気軽に受けられる環境の整備</li> <li>◇ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進</li> <li>◇ みどり豊かな公共空間の創出(新たな公園整備やリニューアル)</li> <li>◇ ごみ出し困難者への支援</li> <li>◇ 路上喫煙の防止</li> <li>◇ 老朽化した住宅の除却の支援</li> <li>◇ 空家等対策の推進</li> <li>◇ 放置自転車等に関する街頭指導及び移送</li> <li>◇ 道路反射鏡、道路照明灯などの設置による安全に歩行できる空間の確保</li> <li>◇ 地域清掃活動の実施及び市民による清掃活動の支援</li> <li>◇ 市営住宅のバリアフリー化の推進</li> </ul>
防犯活動の促進	<ul> <li>❖ キッズサポーターによる登下校時の見守り</li> <li>❖ 防犯に関する意識啓発、防犯カメラの設置</li> <li>❖ 消費者被害に関する周知・啓発及び未然防止・早期発見による被害拡大防止</li> <li>❖ 高齢、障がい、認知症などにより、判断能力が十分でない人の消費者被害を未然に防止するため、「門真市消費者安全確保地域協議会」を運営</li> <li>❖ 警察・関係団体と連携した特殊詐欺の周知・啓発活動</li> </ul>



# 地域みんなでできること

- ◆ 市民清掃活動に参加してみる
- ◆ 企業等は事業所内の段差の解消等のバリアフリー化に取り組む
- ◆ 地域での不審者情報等、防犯に関する情報を入手する
- ◆ 地域で危険な箇所を把握するなど、情報を共有する
- ◆ 子どもや高齢者などの安全のため、見守り活動を実施する



# めざす姿

- バリアフリーやユニバーサルデザインなど福祉の視点が身近に感じられる街なみが広がっています。
- 市民一人ひとりの防犯に対する意識が高まり、危険箇所の把握や地域でのパトロール、見守りなどが活発に行われ、事故や犯罪の少ない、安全に暮らせるまちになっています。



# 第 5 章 計画の推進



第5章では、計画策定後、計画をどの ように進めていくかについて書いていま す。

2. 計画の推進体制·····p.63

# 1. 計画の推進に向けて

地域福祉の推進にあたっては、市役所の関係各課、社会福祉協議会、それぞれの分野のネットワークの中心となる専門機関や事業者、さらに地域住民や自治会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等の地域団体など、さまざまな主体が協働することが必要不可欠です。

本計画は、保健福祉分野の基盤となる計画として、各分野の壁を越え、市民、団体、事業者、企業等と協働し、それぞれが主体的に推進します。

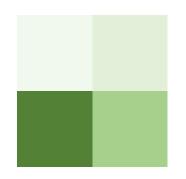
また、市の広報紙やホームページでの紹介や、概要版の作成・配布をするなどにより本計画の積極的な周知に努めることで、地域でのあらゆる課題を包括的に受け止め、解決につなげるための包括的・重層的・伴走的な支援体制の整備をめざします。

# 2. 計画の推進体制

本計画は、令和4(2022)年度から令和 12(2030)年度の9年間を計画期間とするものです。 本計画の実行性を確保し、基本理念やめざす姿を達成するために、進捗状況を適切に管理していきます。

進捗管理においては、本計画に基づいて実施した取組の状況や関連計画に基づいて実施された 取組の成果等について、市内の関係機関、関係団体等で構成する「門真市地域福祉計画推進協議会」 において進行状況の確認を行います。

また、本計画を評価する際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、地域住民や関係機関の意識や行動にどれだけの変化があったか、連携体制がどれだけ整ったかなど、地域福祉を推進する上での環境整備の成果や体制の構築などの観点も含んだ評価を行います。



# 資料編



資料編では、計画の過程や計画書本文 に出てくる言葉の説明をしています。

# 3. 計画の策定経過

年月日	項目	内容
令和2(2020)年 12月23日~1月15日	市 民 ア ン ケ ー ト 調 査 (これからの地域福祉の ためのアンケート調査)	16 歳以上の市民 3,000 人を対象に調査
令和3(2021)年 5月13日	第1回 門真市地域福祉計画策定委員会	・門真市第4期地域福祉計画の策定について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査結果について
令和3(2021)年 5月 31 日	第1回 門真市地域福祉計画審議会	・会長及び副会長の選任について ・諮問 ・会議の公開について ・門真市第4期地域福祉計画の策定について ・アンケート調査結果について ・計画策定スケジュールについて
令和3(2021)年 8月12日	第2回 門真市地域福祉計画策定委員会	・門真市第4期地域福祉計画骨子案について
令和3(2021)年 8月30日	第2回 門真市地域福祉計画審議会	・門真市第4期地域福祉計画骨子案について
令和3(2021)年 11月17日	第3回 門真市地域福祉計画策定委員会	・門真市第4期地域福祉計画素案について ・今後のスケジュールについて
令和3(2021)年 12月20日	第3回 門真市地域福祉計画審議会	・門真市第4期地域福祉計画素案について ・今後のスケジュールについて
令和4(2022)年 1月7日~1月31日	パブリックコメント	・計画素案に対する市民意見の募集
令和4(2022)年 2月22日	第4回 門真市地域福祉計画審議会	・パブリックコメントの実施結果について ・答申(案)について

# 4. 門真市地域福祉計画審議会 規則抜粋及び委員名簿

#### 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除く ほか、門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、委員の定数、構成及 び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱又は任命)

- 第3条 附属機関の委員(以下「委員」という。)は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - (会長等及び副会長等)
- 第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長 (以下「副会長等」という。)は、委員の互選により定める。
- 2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長 等が定められていないときは、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 2 前2条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。 (関係者の出席等)
- 第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出 その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 別表(第2条-第4条関係)

名称	組織	委員の 定数	委員の構成	委員の任期	庶務 担当機関
門真市 地域福祉計画 審議会	会長副会長	17人以内	<ul><li>(1) 学識経験者</li><li>(2) 医療団体を代表する者</li><li>(3) 関係団体を代表する者</li><li>(4) 市民の代表</li><li>(5) 関係行政機関の職員</li></ul>	委嘱の日から 当該諮問に係 る答申が終了 する時まで	保健福祉部 福祉政策課

# 門真市地域福祉計画審議会

# 規則記載順·敬称略

委員の構成	所属	役職名	氏 名	
学識経験者	大阪教育大学教育学部教育協働学科特任教授		◎新崎 国広	
医療団体を 代表する者	門真市医師会                   会長		外山 学	
関係団体を代表する者	門真市社会福祉協議会	次長	〇藤江 冬人	
	門真市障がい福祉を考える会	(社)あしたの会 サンタ・ランド	浅崎 久美	
	門真市障がい者基幹相談支援センター	所長	西川 直樹	
	門真市地域包括支援センター	第1包括管理者	篠田 清司	
	門真市地域子育て支援センター	智鳥保育園 副園長	安井 貞子	
	門真市ボランティアグループ連絡会	会長	長田 宮子	
	門真市民生委員児童委員協議会	副会長	森田 隆之	
	門真市老人クラブ連合会	会長	山岸 眞弓美	
	門真市商業連盟(商工会議所)	理事長	中井 雅之	
	門真市自治連合会	会長	長谷川 忠秋	
	門真市地区人権擁護委員会	会長	白土 清治	
市民の代表	公募(20 才以上の市民)		橋本 久美子	
	公募(20 才以上の市民)		中吉 美智	
関係行政機関の 職員	大阪府守口保健所	所長	谷掛 千里	
	門真市小・中学校長会	会長	田淵 尚美	

# 5. 門真市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

- 第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、門真市 地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (組織)
- 第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は福祉政策課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

危機管理課長、地域政策課長、産業振興課長、人権市民相談課長、生涯学習課長、健康増進課 長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、こども政策課長、子育て支援課長、都市政策課長、地域整 備課長、道路公園課長、環境政策課長、教育委員会事務局学校教育課長

- 4 前項に定めるもののほか、門真市社会福祉協議会の職員を委員に加えることができる。 (職務)
- 第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。 (会議の招集)
- 第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (下部組織の設置)
- 第5条 委員会は、具体的な計画を企画立案させるための下部組織を設置することができる。 (報告)
- 第6条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければ ならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 即

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 即

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

RKH BI

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

# 4 用語解説

## ア行

#### ♦ ICT

ICTは、Information and

Communication Technology の略で、 情報通信技術と訳され、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する言葉としては IT もありますが、ICTは、情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を強調した概念です。

#### ❖ アウトリーチ

地域福祉の分野においては、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けることを言います。

#### ❖ アクセシビリティ

アクセシビリティ(Accessibility)とは、年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。具体的には、高齢者や目の不自由な人にも見やすい文字の色やコントラストなどがあります。

#### ❖ SNS

SNS は、Social Networking Service の略で、Web サイトやインターネット上において、コミュニケーションの手段や交流の場を提供するサービスのことです。

#### ❖ N P O

(NPOは Non Profit Organization の略) 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に 対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。

#### ❖ エリアリノベーション

地域の人々や事業者と共に実験的な事業を 繰り返すことで少しずつエリアに変化を起こし、 イメージや価値を変えていくまちづくりの実践 的手法のことです。人口減少等の社会情勢の変 化やまちの状況に柔軟に対応しながら進めるこ とができます。

#### 力行

# ❖ 門真市子育て世代包括支援センター 「ひよこテラス」

妊娠期から子育て期までの心配ごとや悩み事に対して、相談に応じます。また、安心して子育てできるように、ご家庭の必要に応じて、子育て支援機関等と連携しながら子育てを支援しています。

#### ❖ 門真市障がい者基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助(成年後見)、地域移行支援・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実等を図るための機関です。また、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進するための虐待防止センターの機能も備えています。

#### ❖ キッズサポーター

子どもたちの通学における安全を確保する ため、通学時に通学路・交差点に立つなど、地 域住民による子どもの見守り活動ボランティア として協力してもらう活動のことを言います。

#### ❖ 救急医療情報キット

緊急連絡先やかかりつけ医療機関、持病、服薬内容などの医療情報を記載したシート、保険証の写しなどを入れる専用の容器(キット)で、冷蔵庫に保管し、災害時や救急時の迅速かつ適切な救命活動に役立てるものです。

#### ❖ ケアマネジャー

要介護者または要支援者の自立した日常生活を援助するために必要な専門的知識及び技術を持ち、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人のことです。

#### ❖ 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより 判断能力が十分でない方などの権利の代弁・弁 護を行い、安心して生活できるよう支援するこ とです。

#### ❖ 校区福祉委員

おおむね小学校区単位に結成された校区福祉委員会において、校区内の身近な福祉問題を解決するために活動してる委員のことを言います。地域に組織されている各種団体の協力を得ながら福祉のまちづくりを進めています。

#### ❖ 高齢者の見守りネットワーク

民間事業者等と門真市が「高齢者の見守りに 関する協定」を締結し、連携することにより、高 齢者に何らかの異変や支援の必要性が生じた際に、早期に必要な支援へつなげることができます。協力事業者は、通常業務において異変に気付いた際、市などに通報します。

#### ❖ 子どもの貧困

18 歳未満で貧困線(世帯収入から国民一人ひとりの所得を順番に並べたとき、中間の人の所得の半分に届かない境界線)を下回る子どもの存在及び生活状況のことを言います。

#### ❖ 個別避難計画

高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりに応じて作成する避難支援のための計画のことです。

#### ❖ コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会や、市町村など生産・自治・習慣などで深い結びつきを持つ共同体、地域社会のことを言います。

# ❖ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域福祉を進めるために作られた大阪発の 専門職で、大阪府が平成 15(2003)年に策定 した「地域福祉支援計画」に盛り込まれました。 住民と協働で制度の狭間にある人たちを発見 し、その解決を目指すとともに、行政と住民を つなぐ役割も担います。

## サ行

#### ❖ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつです。社会福祉を目的とする事業の企画及び実

施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会 福祉活動への住民参加の支援等を行っていま す。地域福祉推進の中心的役割を担う民間組 織です。

#### ❖ 小地域ネットワーク活動

おおむね小学校区を単位として活動する、校 区福祉委員が中心となり地域の高齢者や障が いのある人、子育て中の親子など、見守りや支 援を必要とする人々が地域の中で孤立するこ となく、安心した生活ができるよう、サロン活動 や世代間交流、声かけ訪問活動など、地域住民 の参加と協力により支え合い、助け合う活動で す。

# ❖ 新型コロナ、新型コロナウイルス感染 症、コロナ禍

令和元(2019)年 12 月に中国での集団感染が起きて初めて発見された、新型コロナウイルスにより引き起こされる感染症のこと。また、感染症自体だけでなく、感染症の流行により社会活動や経済活動等の状況が大きく変化し、様々な影響が起きたことも含めてコロナ禍という表現が生まれました。

#### ❖ 成年後見制度

高齢、障がい、認知症などにより判断能力が 十分でない人を保護するためにできた制度で、 これらの人を不利益から守るため、成年後見人 等が選任され、契約の締結等を代わりに行った り、本人が誤った判断に基づいて締結した契約 の取消しなどを行います。

#### ❖ ジェンダー平等

ジェンダーとは、社会的・文化的に作られた 性別のことです。ジェンダー平等とは、性別に 関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあ い、あらゆる物事を一緒に決めていくことです。

#### ❖ 市民後見人

「市民後見人」とは、弁護士や司法書士など の資格は持たないものの、成年後見に関する一 定の知識、態度を身に付けた人で、家庭裁判所 から成年後見人などとして選任された市民の ことです。

#### ❖ セーフティネット

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要支援者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことを言います。

#### 夕行

#### ❖ 地域会議

地域に関わる住民自らが地域について考え、 地域の共通課題の解決を図ることを目的とす る組織。中学校区単位で設置されており、防災 マップ作成や美化活動等の活動を行っていま す。

#### ❖ 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談内容を市区町村とともに把握し、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

#### ❖ D V

DVとは、Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)を略したものです。配偶者 (事実婚も含む)や、恋人・パートナーなど親密な関係にある人や、過去に親密な関係にあった人から振るわれる暴力のことを言います。

# ナ行

#### ❖ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人(サポーター)のことです。

# 八行

#### ❖ 8050 問題(はちまるごーまる)

80歳代の親と50歳代の子の組み合わせに よる生活問題で、経済的にひっ迫した高齢の親 が、同居の無業者の子を養い、生活困窮と介護 が同時に生じる状態のことを言います。

#### パブリックコメント

市の基本的な施策に関する計画などを策定 するにあたって、事前に内容を公表して市民の 皆さんから意見を募集し、それらを踏まえて決 定するとともに、提出された意見とその意見に 対する市の考え方を公表する一連の手続きを 言います。

#### ❖ ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との 交流や買い物以外の外出がほとんどない状態 が、6か月以上続いていることを言います(重 度の障がいや重度の疾病で外出できない方を 除く)。

#### ❖ 避難行動要支援者名簿

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の確保に支援を必要とする人を記載した名簿のことです。

#### ❖ ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う有償ボランティア活動です。

#### ❖ 保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護観察官と協力して保護観察や生活環境調整、犯罪予防活動を行います。

#### マ行

#### ❖ 民生委員・児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、 それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉 の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ね ています。児童委員は、地域の子どもたちが元 気に安心して暮らせるように、子どもたちを見 守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相 談・支援等を行います。

## ヤ行

#### ❖ ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任 や負担を負って、本来、大人が担うような家族 の介護(障がい・病気・精神疾患のある保護者や 祖父母への介護など)や世話(年下の兄弟の世 話など)をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものことを言います。

#### ❖ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、年齢・性別・障がいの有無や能力の差異を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことをます。

#### ❖ 要配慮者

災害が発生した場合に、情報把握、避難、避 難後の生活手段の確保等を行いにくい立場に ある人のことを言います。例えば、何らかの障 がいのある人や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国 人などが挙げられます。

# 門真市第 4 期地域福祉計画

#### 令和4年3月発行

発 行:門真市保健福祉部福祉政策課

住 所: 〒571-8585 大阪府門真市中町 1-1

電 話:06-6902-6093

FAX:06-6905-3264(総務部総務課内) メール:fukusei@city.kadoma.osaka.jp